計画的処理完了期限に向けた取組(東京・北海道事業エリアの安定器及び汚染物等)

環境省

- 令和5年3月で安定器及び汚染物の処分期間末を迎えるため、北海道・東京地域における処分期間の終了を受けた対応に係る基本的な考え方に関する通知を自治体向けに発出。
- 高濃度PCB発見事例集を更新し、見つかりにくい場所に保管されている事例を整理。早期処理連絡会や環境省HP等を通じて、自治体や業界団体に周知。JESCOと連携した総ざらいを実施。
- 必要に応じて行政指導や行政処分の実施を支援。

北海道・東京事業対象地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器及び汚染物等)の処分期間の終了を受けた対応に係る基本的な考え方について(令和5年4月3日、通知)の概要

- 1. ポリ塩化ビフェニル特別措置法第10条第1項違反状態の事業者への対応について
 - 各自治体において速やかに改善命令に必要な手続きを開始し、手続法に基づく弁明の機会の付与を実施。
 - ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。
- 2. 契約後処理料金未払い等の保管事業者への対応について
 - ・料金未払いの事業者に対しては、支払い期限前に、各自治体から当該事業者に対して、期限までに料金の支払いがなく契約が解除された場合は改善命令を発出することについて、できる限り書面により確実に伝達。
 - ・期限までに料金の支払いがなく、契約が解除された場合には、各自治体において速やかに改善命令に必要な手続きを開始。
 - ・契約書に示された期限までに条件が全て満たされない場合は、各自治体において速やかに改善命令に必要な手続きを開始。
 - ・並行して、代執行せざるを得なくなる事態を想定し、PCB廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。
- 3. 保管事業者が不存在又は不明の場合の対応について
 - ・PCB特別措置法第13条第1項に基づく公告の手続きを直ちに開始。終了後、代執行の手続きを開始。
 - ・公告の実施に並行して、代執行の実施に備え、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。

令和5年度末に向けた行政処分等の実施状況(令和5年9月末時点)



地方環境事務所	安定器•汚染物
関東	R5 1件 (予定 3件 約1t)
東北	R5 18件 0.7t
北海道	R5 6件 0.6t